

運 航 基 準

令和元年 6 月 1 2 日
木曾川観光株式会社

目 次

第 1 章	目的
第 2 章	運航の可否判断
第 3 章	船舶の航行

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は安全管理規程に基づき、日本ライン下り（美濃太田～犬山橋）航路、木曽川鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路の作業基準を明確にし、もって輸送に関する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第1条 船長は、発航地付近の気象、水象が次に掲げる条件の一つに達してると認めているときは、発航を中止しなければならない。

航路名	発航地点名	風速	波高	視程	水位
日本ライン 下り航路 (美濃太田～ 犬山橋)	(美濃太田) 日本ライン下 り乗船場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき
木曽川鵜飼 航路	犬山城港 犬山ホテル 波止場 鵜沼波止場 犬山橋波止場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以 下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき
木曽川鵜飼 周遊航路	犬山城港 犬山橋波止場	10m/s 以上	1.00m 以上	500m 以 下	関西電力今渡 発電所の放水 量が毎秒 1150 トン以上になっ たとき

2 船長は、前項の規程に基づき、発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置、その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は基準航行を継続した場合、気象の急変等により安全な運航が困難となるおそれがあると認められるとき、又は、周囲の視程が500m以下となったときは基準航行を中止し、最寄の仮泊地に退避するなど適切な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の運航

(運航基準図等)

第4条 運航基準図に記載すべき事項次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して参考に資するものとする。

(基準経路)

第5条 基準経路は、運航基準図に記載の経路とする。

(特定航行)

第6条 日本ライン下り（美濃太田～犬山橋）航路、木曽川鵜飼航路及び木曽川鵜飼周遊航路の航行上の注意事項は次のとおりとする。

1 一般事項

- (1) 船舶は各発着場の波止場より50m以内においては、並列航行、その他やむを得ない場合のほか、他の船舶を追い越してはならない。
- (2) 船舶は追い越し禁止区間では、他の船舶を絶対追い越してはならない。
- (3) 船舶は同方向へ航行中の前の船舶との距離は50m以上とらなければならない。
- (4) 船舶は水域内でやむを得ず追い越しをするときは、追い越される船舶の針路を妨げてはならない。

2 追い越し区域

- (1) 日本ライン下り（美濃太田～犬山橋）航路
 - ① 大濤の瀬手前より西ノ保の瀬下まで
 - ② 観音の瀬手前より同瀬下まで
 - ③ 富士が瀬手前より同瀬下まで
- (2) 木曽川鵜飼航路、木曽川鵜飼周遊航路
鵜飼観覧航行区域（清水港 ⇄ 犬山ホテル波止場）

3 速力の制限

船舶は下記において原則として速力を減じ、他船の航行に充分注意して航行しなければならない。

- (1) 日本ライン下り（美濃太田～犬山橋）航路
 - ① 日本ライン下り乗船場波止場を出船後太田橋を通過するまで
 - ② 犬山橋着船場波止場手前50mに達したとき
 - ③ 大濤の瀬、可児合の瀬、西ノ保の瀬、瀬戸の二つ岩、観音の瀬、富士ヶ瀬付近
- (2) 木曽川鵜飼航路、木曽川鵜飼周遊航路 鵜飼観覧航行中

4 避難場所

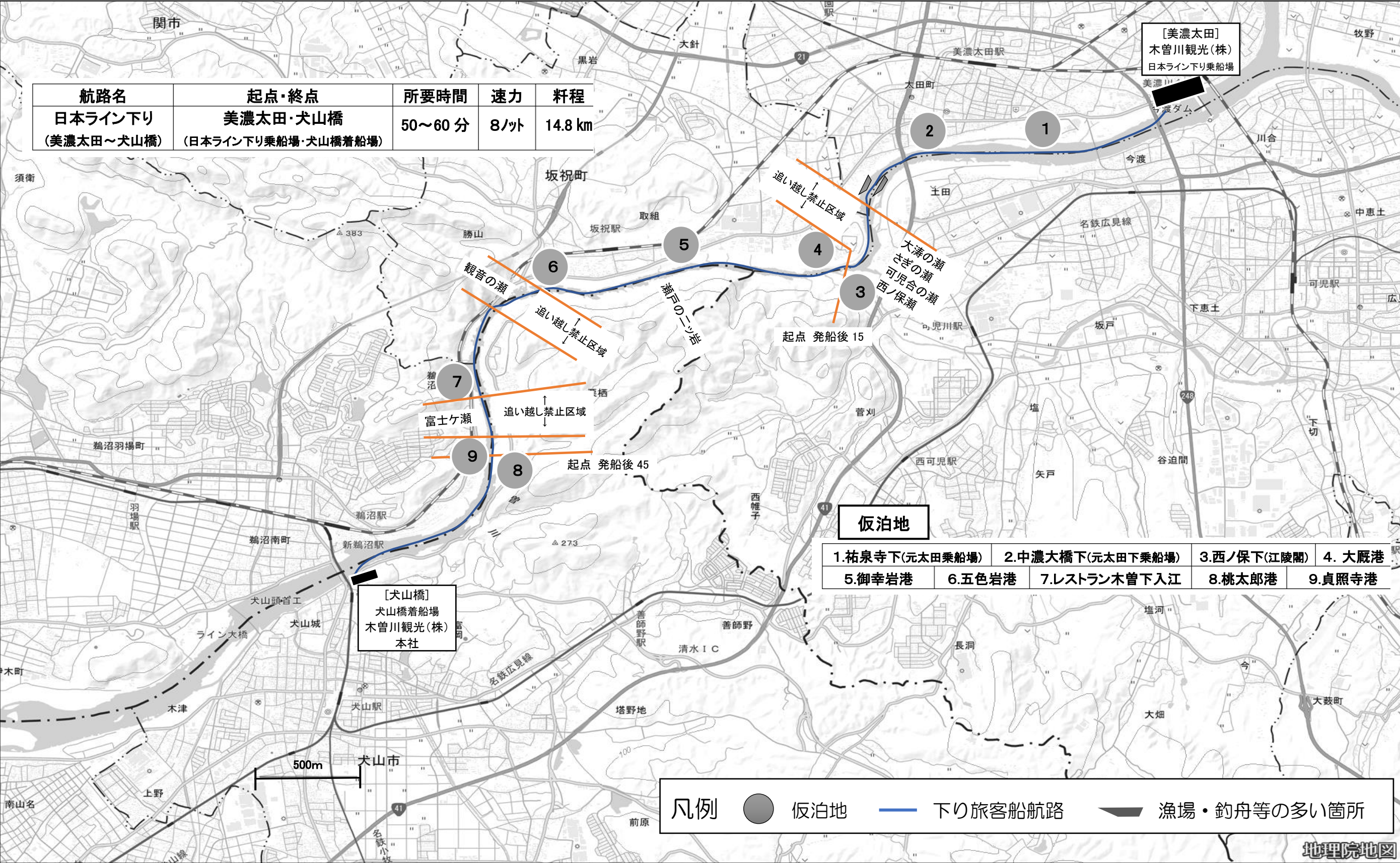
船長は、日本ライン下り（美濃太田～犬山橋）航路を航行中気象の急変等により航行が困難となったときは次の仮泊地に避難しなければならない。

- (1) 祐泉寺下、中濃大橋下、西ノ保の瀬下、大厩港、御幸岩港、五色岩港、レストラン木曽下入江、桃太郎港、貞照寺港
 - (2) 上記仮泊地以外においても緊急の場合は、船長の判断により避難場所を選び避難する。
- (連絡方法)

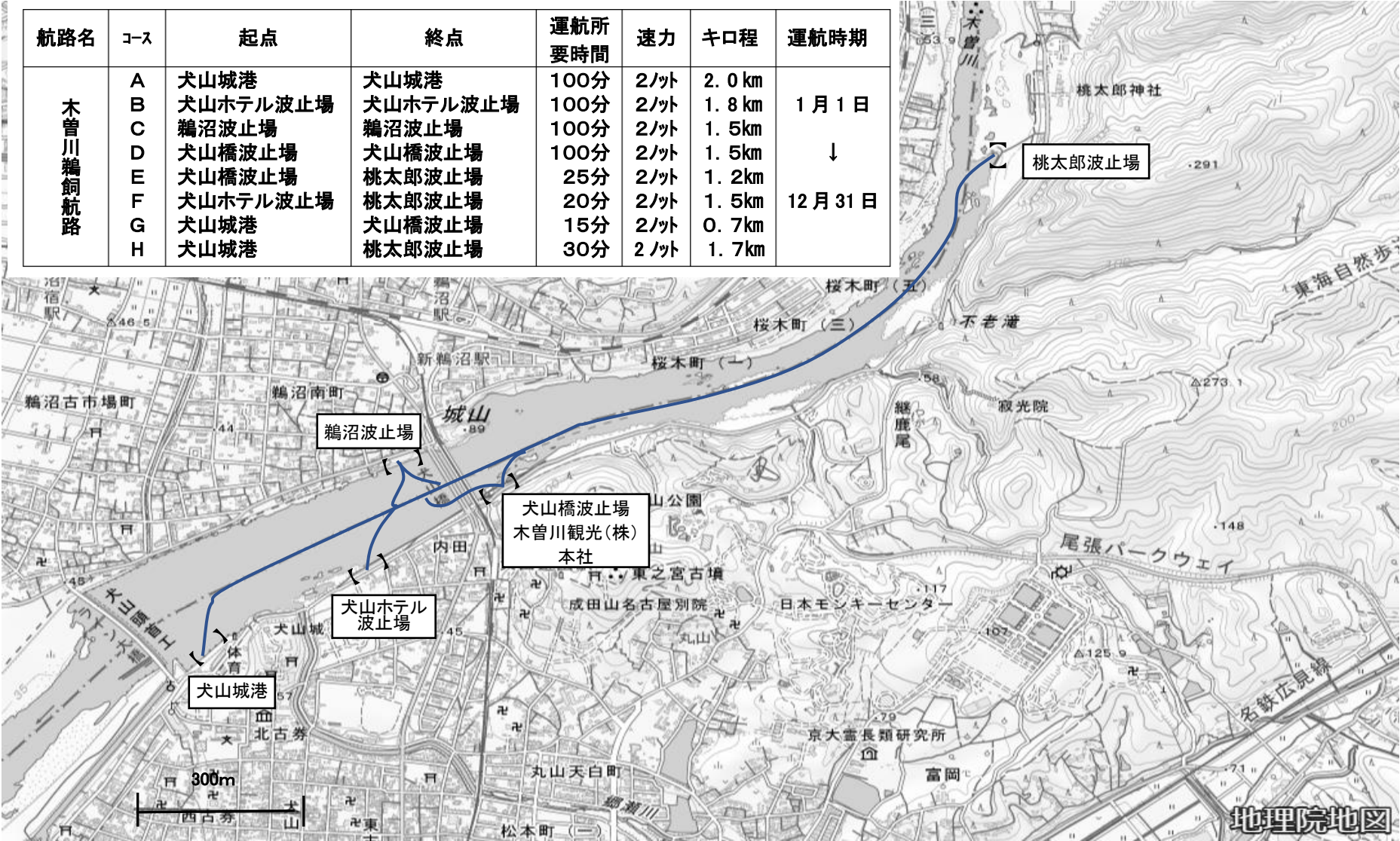
第 7 条 航行中の船舶の船長と運航管理者、及び運航管理補助者との連絡は次の方法による。

区 分	航 路 名	連 絡 先	方 法
緊急時	日本ライン下り航路 (美濃太田～犬山橋)	日本ライン下り乗船場 木曽川観光(株)	専用携帯電話 同上
緊急時	木曽川鵜飼航路 木曽川鵜飼周遊航路	木曽川観光(株)	無線電話 1 5 4 . 3 M H Z
添付書類	運航基準図		

日本ライン下り航路（美濃太田～犬山橋）運航基準図

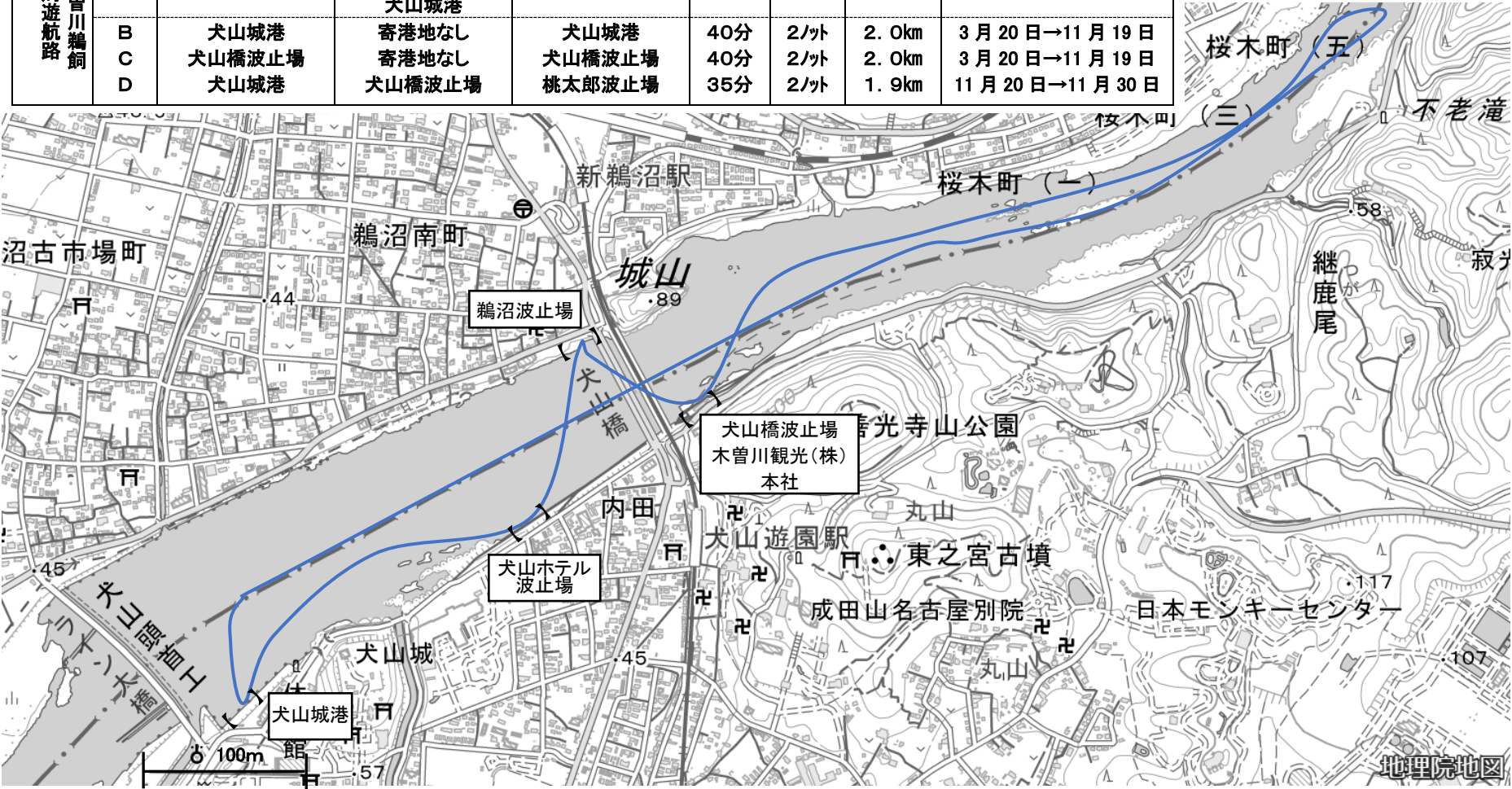


木曽川鵜飼航路運航基準図



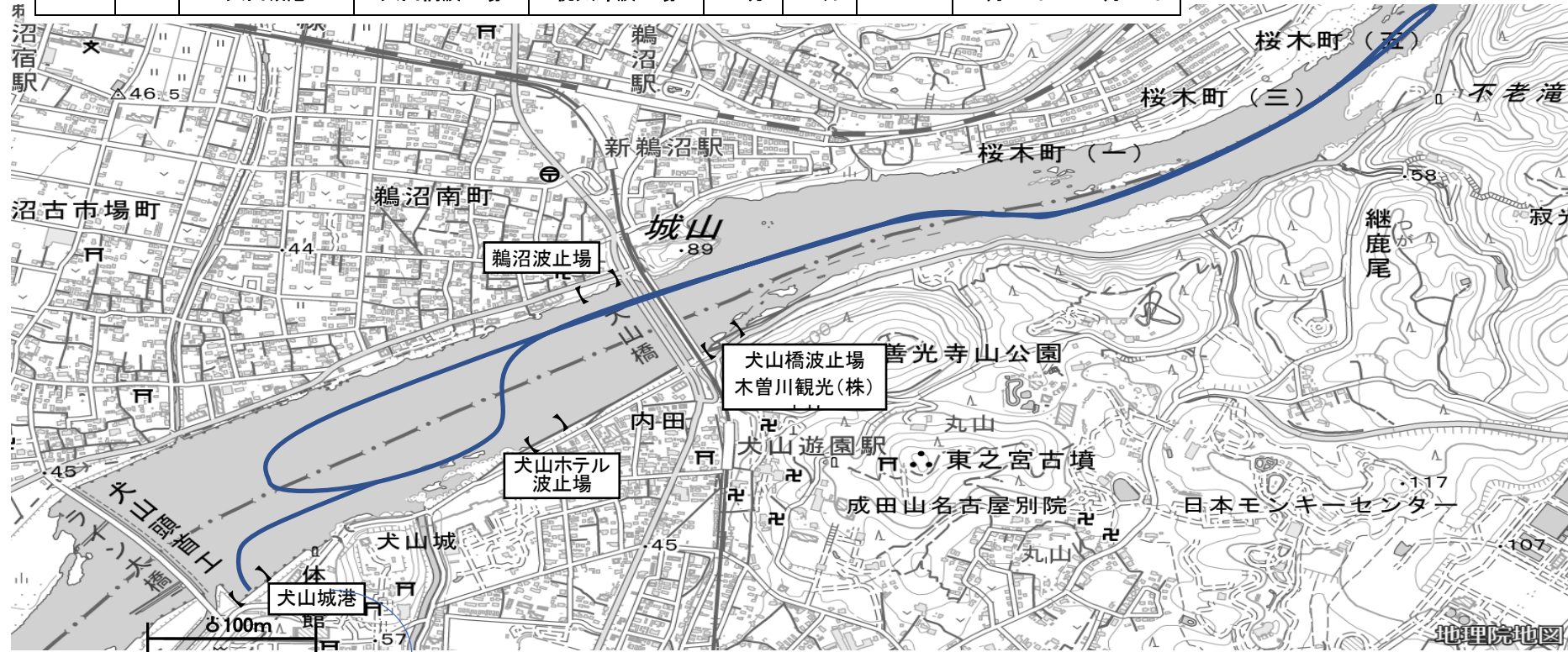
木曾川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Aコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期
木曾川鵜飼周遊航路	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2ノット	3.5km	6月1日→10月15日
	B	犬山城港	寄港地なし	犬山城港	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	C	犬山橋波止場	寄港地なし	犬山橋波止場	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	D	犬山城港	犬山橋波止場	桃太郎波止場	35分	2ノット	1.9km	11月20日→11月30日



木曽川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Bコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期
木曽川鵜飼周遊航路	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2ノット	3.5km	6月1日→10月15日
	B	犬山城港	寄港地なし	犬山城港	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	C	犬山橋波止場	寄港地なし	犬山橋波止場	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	D	犬山城港	犬山橋波止場	桃太郎波止場	35分	2ノット	1.9km	11月20日→11月30日



木曾川鵜飼周遊航路運航基準明細図[Cコース]

航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期
木曾川 周遊航路	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2ノット	3.5km	6月1日→10月15日
	B	犬山城港	寄港地なし	犬山城港	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	C	犬山橋波止場	寄港地なし	犬山橋波止場	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	D	犬山城港	犬山橋波止場	桃太郎波止場	35分	2ノット	1.9km	11月20日→11月30日



航路名	コース	起点	寄港地	終点	運航所要時間	速力	キロ程	運航時期
木曽川 周遊航路	A	犬山橋波止場	犬山ホテル波止場 鵜沼波止場 犬山城港	犬山橋波止場	100分	2ノット	3.5km	6月1日→10月15日
	B	犬山城港	寄港地なし	犬山城港	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	C	犬山橋波止場	寄港地なし	犬山橋波止場	40分	2ノット	2.0km	3月20日→11月19日
	D	犬山城港	犬山橋波止場	桃太郎波止場	35分	2ノット	1.9km	11月20日→11月30日

